

6世区情第744号  
令和6年10月18日

世田谷区公文書管理委員会  
会長 野村 武司 様

世田谷区長 保坂 展人



令和7年3月31日に保存期間満了を迎える公文書の移管及び廃棄  
に関する意見聴取について（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項の  
規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問件名  
諮問第19号 令和7年3月31日に保存期間満了を迎える公文書の移管及  
び廃棄に関する意見聴取について
- 2 諮問理由  
令和7年3月31日をもって保存期間を満了する公文書の移管及び廃棄の妥  
当性について、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。